

本別町介護従事者就業支援等補助金

1. 資格要件

- (1) 「介護福祉士等の資格」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視覚訓練士、介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、看護師及び准看護師、栄養士、歯科衛生士等の国家資格をいう。
ただし、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第6条の2第1項に該当するものについては、当該期間中において介護福祉士とみなすこととする。
- (2) 「それ以外の資格」とは、介護福祉士等の資格以外の介護職員初任者研修、実務者研修、旧2級ヘルパー等の介護業務に関する資格をいう。
- (3) 「無資格」とは、上記各号に定める介護業務に関する資格を有していない場合をいう。

2. 支給要件

- (1) 平成28年4月1日以降、新たに町内の民間障害者福祉施設並びに介護保険施設（以下、「介護保険施設等」という。）に常勤雇用として就職する介護従事者であって、雇用開始日以前5年間に於いて、町内の介護保険施設等に雇用されていない方。
- (2) 町税又は町が賦課した使用料等、町に納付すべきものの滞納がない方。
- (3) 就業支援補助金については、上記(1)(2)の支給要件を満たす方であって、本別町内に住所を有する方及び本別町外から転入される方を対象とする。
- (4) 住宅準備支援補助金については、上記(1)(2)の支給要件を満たす方であって、本別町内の介護保険施設等に従事するため本別町外から転入される方を対象とする。
- (5) 養育支援補助金については、上記(1)(2)の支給要件を満たす方であって、本別町内の介護保険施設等に従事するため本別町外から転入される方のうち、中学生以下の子どもと同居されている方を対象とする。

3. 支度準備補助金については、下表に定める方を対象に支給する。なお、上記に定める資格要件は問わないものとする。

4. 返還要件（令和2年4月以降採用者から適用）

- (1) 虚偽の申請等をした場合はすべての補助金の全額
- (2) 補助金の申請の日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合は、就業支援補助金または、支度準備補助金の全額
- (3) 補助金の申請日から一年以上3年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合は、就業支援補助金または、支度準備補助金の半額

令和2年4月1日現在

支援区分	雇用形態	町内に住所を有する方			町外から転入される方					
		介護福祉士等の資格を有する方	それ以外の資格を有する方	無資格の方	介護福祉士等の資格を有する方	それ以外の資格を有する方	無資格の方	ひとり親家庭（中学生以下の子どもと同居）		
								介護福祉士等の資格を有する方	それ以外の資格を有する方	無資格の方
1. 就業支援補助金	就職支度金	一律10万円	一律10万円 ※本別高校生（初任者研修） 一律20万円	一律10万円	一律10万円	一律10万円 ※本別高校生（初任者研修） 一律20万円	一律10万円	一律20万円	一律20万円	一律20万円
	就業支援金	継続1年間就業 25万円 1年経過ごとに25万円 5年間限度で総額125万円	継続1年間就業 15万円 1年経過ごとに15万円 5年間限度で総額75万円		継続1年間就業 25万円 1年経過ごとに25万円 5年間限度で総額125万円	継続1年間就業 15万円 1年経過ごとに15万円 5年間限度で総額75万円		継続1年間就業 25万円 1年経過ごとに25万円 5年間限度で総額125万円	継続1年間就業 15万円 1年経過ごとに15万円 5年間限度で総額75万円	
2. 住宅準備支援補助金	常勤雇用				家賃2ヶ月分、敷金及び礼金並びに転居に係る運送費用 ※限度額25万円 ※町内賃貸住宅に限る	家賃2ヶ月分、敷金及び礼金並びに転居に係る運送費用 ※限度額25万円 ※町内賃貸住宅に限る		家賃2ヶ月分、敷金及び礼金並びに転居に係る運送費用 ※限度額25万円 ※町内賃貸住宅に限る	家賃2ヶ月分、敷金及び礼金並びに転居に係る運送費用 ※限度額25万円 ※町内賃貸住宅に限る	
3. 養育支援補助金								1世帯につき月額2万円 ※子どもが18歳に達した年度の3月31日まで	1世帯につき月額2万円 ※子どもが18歳に達した年度の3月31日まで	

4. 支度準備補助金	(1) 常勤雇用であって、止むを得ず町外から通勤される方についても支度準備金として一律10万円を支給する
	(2) 非常勤雇用の場合は、支度準備金として一律5万円を支給する